

- d 法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

- a 大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備、また、避難所の早期解消を円滑に進めるためにも応急修理の迅速な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行い、被災者の避難所からの移転を進めること。

- b 応急仮設住宅については、大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

また、大規模災害が発生し、相当数の住家に被害が生じた場合、発災後ただちに、おおよその見込数をもって発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画を修正するなどにより、速やかな対応を図られたい。このため、大規模災害においては、ある程度の空き戸が生じることはやむを得ないので、厚生労働省に協議をされたい。

なお、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務や事前準備等を明確にされたい。

- c 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

- d 住宅の応急修理については、被災者が一日も早く住み慣れた住家に戻るためにも速やかな実施を求められている。このため、委任を受ける市町村が迅速に取り掛かれるようあらかじめ応急修理の実施要領等を作成し、市町村職員に研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者を指定し、名簿を作成するなどの準備をされたい。

なお、応急修理の実施期間については、1月以内に完了することとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、実態等に即した必要な期間を当室と協議の上、実施期間を延長することは可能となっている。

(エ) 局地的な大雨について

昨年7月から8月下旬にかけて、東海・北陸地方を始め全国各地において、局

地的な記録的豪雨が観測されたところである。

このような局地的かつ突発的な気象状況の変化に対して迅速に対応し、被害を最小限に抑えるためには、常に最新の気象情報を把握するとともに、周辺河川及び冠水危険地域の状況等について、逐次の情報収集を行うことが不可欠であり、また、市町村との緊密な連絡体制の確保が求められる。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について」（平成16年10月28日府政防第842号）が発出されている。

都道府県におかれては、管内市町村において日頃から防災計画に即した地域防災力の強化に一層努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した事前準備をお願いしたい。

(オ) 災害救助基準について

a 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき実施されているところである。平成21年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

なお、平成21年度より、大規模半壊以上の被害世帯については、住宅の応急修理に係る資力要件の見直しを行い、従来の所得要件を撤廃することとしたので、実施にあたっては留意されたい。

b 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施され

るよう留意されたい。

(参考) 法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

- (ア) 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底すること。
- (イ) 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保を徹底すること。
- (ウ) 法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- (エ) 災害発生後、混乱した状況下においても被災者のニーズが的確に把握できる体制を整えるとともに、救助の実施状況や必要な応援等について都道府県へ迅速な報告をするよう徹底すること。
- (オ) 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検を図ること。
- (カ) 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所を開設するなどの対応を行われたい。

また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。

なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。

(キ) 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。

また、都道府県におかれては、市町村へ委任した事務について、常にその状況把握に努められ、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等適切な事務の遂行に努められたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月下旬から6月初旬に開催しているので、当該会議内容についても伝達されたい。

(参考) 避難所の環境整備について

避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

(3) 災害時要援護者への対応について

ア 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」のとりまとめ等、様々な取組を行っているところであり、市町村においては、同ガイドラインに基づき、「避難支援プランの策定」（『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成20年2月））が求められているところである。

また、昨年4月においては、本施策を実現するための基本的な考え方として、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」を策定しており、災害時要援護者の避難支援対策を推進することが、プランの主要な柱の一つとして位置付けられているものである。

このような中で、より一層の災害時要援護者対策の推進を図るため、昨年11月、内閣府において「災害時要援護者に関する全国キャラバン」を全国8か所で開催したところであり、厚生労働省も関係省庁の一つとして、福祉避難所の設置・活用の促進等についてお示しし、その普及・啓発に努めたところである。

については、都道府県において、管下市町村に対し、次の事項について留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進を図るとともに、災害時要援護者支援について万全の体制が図られるようお願いしたい。

(ア) 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、救助法上、特別の配慮のための実費を加算することができることとなっている。

しかしながら、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはないことから、市町村と連携しながら、福祉避難所の事前指定を進められたい。

なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保等について、広域的な視点での調整を図りつつ、管下市町村への支援を図るようお願いしたい。

(参考) 福祉避難所にかかる災害救助費の対象経費について

福祉避難所においては、①概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員の設置、②高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の用意、及び③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器

材（紙おむつ、ストーマ用装具など）の用意等が必要になると考えられ、法が適用された場合、これらにかかる実費が災害救助費の対象経費となる。

- (イ) 福祉避難所の設置・活用の促進に当たっては、昨年6月に開催した災害救助担当者全国会議において、各都道府県に対し「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を配布し、災害時だけでなく平常時から都道府県・市町村において求められる取り組みをお示ししたところである。各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、市町村と十分な連携を図りつつ、平常時には福祉避難所の事前指定を、災害時には積極的な設置・活用を図られたい。
- (ウ) 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- (エ) 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

(参考)

ア 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの

- ① バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
- ② 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。

なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。

イ 要援護者の態様に応じた支援について

- ① 要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
- ② 例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

(4) 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

このようなことから、災害対応時における経験や地域住民の要望等も踏まえ、被害の軽減や未然防止及び応急救助における各部局間・行政間等の連携の強化を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

特に、福祉避難所の設置・運営に係るリーフレットの作成等、災害時要援護者支援に関する事業及びその他災害救助法による応急救助の適切な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方針であり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

- セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）
- ア 実施主体 都道府県
- イ 補助率 1 / 2
- ウ 具体的な内容

- ① 市町村災害救助関係職員研修会等
 - ・ 研修会、連絡協議会
 - ・ 実務マニュアル等の作成 等
- ② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進
 - ・ リーフレット（特に福祉避難所に関するもの）、パンフレット等の作成
 - ・ 災害ボランティアの育成
 - ・ 危機管理専門家等の講演会 等
- ③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業
 - ・ 災害時の心のケア活動研修会
 - ・ 図上訓練の実施
 - ・ 各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等）
 - ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

（5）都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月下旬から6月上旬にかけて予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

（6）災害弔慰金等について

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間

で連絡を密に取る等、支給に遺漏が生じないように管内市町村に対して周知願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用され、同一の災害により生じた被害と認められる場合には、国内全ての市町村の被害が災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

イ 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

なお、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう市町村に対して適切な助言をお願いしたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

ア 国民保護救援基準の改定

平成21年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護（救援）関連対策事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としている。運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

(参考) 国民保護（救援）関連対策事業の概要

- セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県、指定都市

イ 補助率 1 / 2

ウ 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業、市町村担当職員研修会等

ウ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

（参考）国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

○ 除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

○ 防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○ 自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。

エ 国民保護実働訓練について

国と都道府県の共同による国民保護訓練については、都道府県の希望等も踏まえて平成17年度より各自治体で実施されているところであるが、このうち被災者の救援にかかる実働訓練については、災害救助費等負担金による補助が可能であるので、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護実働訓練(救援)の概要

○ 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 10/10

ウ 具体的な内容

被災者の避難、炊き出し、医療などの実働訓練

連 絡 事 項

1 社会福祉法人現況報告書システムの廃止について

(1) 現状

社会福祉法第59条第1項において、「社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。」とされている。

当該届出については、社会福祉法施行規則において、

- ① 所轄庁への現況報告書の提出（電子メール等による提出も可）（社会福祉法施行規則第9条第2項）
- ② 電子情報処理組織（社会福祉法人現況報告書システム（※））による報告（社会福祉法施行規則第10条第1項から第3項まで）のいずれかの方法をとることとされている。

※ 社会福祉法人が現況報告を行うために厚生労働省に設置した固有のシステム。

(2) 対応

社会福祉法人現況報告書システムの利用率が低迷していること及び電子メール等による文書の送付が一般的になったことから、現行のシステムと同等の利便性をより低コストで実現することが可能となったことを踏まえ、今般、社会福祉法人現況報告書システムを廃止し、社会福祉法施行規則第10条を削除することとしている。

(3) 公布・施行期日

公布期日 平成21年3月下旬（予定）

施行期日 平成21年4月1日（予定）

なお、平成21年2月16日から3月17日までの間、行政手続法に基づく意見募集を実施中である。

2 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところである。

平成21年度の大員表彰実施要領については、現在見直しを行っているところであり、詳細については後日通知するとともに、候補者の推薦依頼等を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成21年7月31日までに提出いただくよう特段のご協力をお願いしたい。

(参考)

○ 平成21年度全国社会福祉大会日程(予定)

・開催日：平成21年11月20日(金)

・場 所：日比谷公会堂(東京都千代田区日比谷公園内)

3 全国福祉事務所長会議の開催について

平成18年度から実施している「全国福祉事務所長会議」については、平成21年度においても全国の全ての福祉事務所長を対象に実施する予定である。

現在、実施時期、会場等調整中であり、決まり次第連絡するので、その際には、管内の全ての福祉事務所長が出席できるよう、格段のご配慮をお願いする。

4 社会福祉推進事業の公募について

本事業は平成20年度に創設した事業で、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的に、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等の社会福祉施策の各分野に関わる地方自治体、公益法人等の先駆的・革新的な事業に対して助成を行うものである。

平成21年度においても引き続き実施することとし、本年1月29日より公募を開始したところであり、都道府県、指定都市、中核市あてには、国庫補助協議要領を发出し、事業の周知依頼等を行っているところである。

事業の実施主体は、都道府県・市町村・公益法人等であり、補助率は定額（10/10相当）であるので、都道府県におかれては、事業の概要について管内市町村等に周知するとともに、事業の実施についても併せてご検討をお願いしたい。

※ 関連通知「平成21年度社会福祉推進事業の国庫補助協議について」（平成21年1月29日付社援総発第0129001号、厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

5 共同募金運動の活性化について

共同募金は、地域における民間活動を支える財源として、従来から、中核的な役割を果たしてきているが、地域福祉ニーズの一層の健在化・多様化にもかかわらず、募金額は平成7年度をピークとして減少の一途をたどっている。


今後の地域福祉を展望すると、地域福祉の財源として共同募金の重要性は、一層高まることから、厚生労働省においては、募金額の減少前の水準への回復を図るとともに、将来的にはその水準を超える額の募金実績をあげることを目的に、昨年10月、共同募金の募金経費標準を平成25年度までの5年間、「概ね10%を限度」から「概ね20%を限度」とする社会・援護局長通知（「共同募金の募金経費標準の特例措置について」平成20年10月7日社援発第1007003号）を各都道府県知事宛に发出したところである。

本通知を受けて、各都道府県共同募金会においては、平成21年度からの募金増額に向けた募金年次計画の作成、募金体制の強化等を図ることとしている。

各都道府県におかれては、国民運動としての共同募金運動の一層の活性化・推進に向けて、更に御指導、御協力をお願いしたい。

参 考 资 料

平成21年度予算案の概要

 厚生労働省社会・援護局(社会)

平成21年度当初予算額案	2兆1,667億円
平成20年度予算額	2兆754億円
差引額	913億円
	(対前年度伸率 4.4%)

I 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設(新規)

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

福祉・介護人材については、労働環境の厳しさ等の要因により離職率が高く、人材が定着していないことから、介護従事者の定着等を促進するための取り組みを支援する。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー(仮称)を配置し、就労して間もない従事者に対する巡回相談や事業者への助言を行うことにより、その定着を支援する。

○ 実習受入施設ステップアップ事業

実習受入施設のレベル向上のための講習会等を実施し、実習施設間の連携を支援する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、福祉・介護人材の育成・定着に向けた総合的な対策に必要な経費を計上 205億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数)

①進路選択学生等支援事業

福祉・介護の仕事の選択を促すために学生や教員に対し、仕事の魅力を伝えるとともに相談・助言を行う。

②潜在的有資格者等養成支援事業

介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。

③複数事業所連携事業

単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。

④職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

介護福祉士等の資格取得の促進を図るため、貸付限度額の引き上げ、返還方法の緩和、返還免除要件の緩和等を行う。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(案)において、介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充
320億円

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 60百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 110百万円

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会保障事業従事者の養成等を支援する。

(1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） 10百万円

(2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） 47百万円

(3) 社会事業学校経営委託費 459百万円

(4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 47百万円

(参考)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れ
24百万円

インドネシア等からの外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを進めるため、介護導入研修や受入施設に対する巡回相談等を行う。

II 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費

2兆883億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(1) 保護費負担金 2兆585億円

母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うとともに、母子加算については、平成21年4月から廃止する（3年計画の最終年次）。

- | | |
|-----------------|-------|
| (2) 保護施設事務費負担金 | 276億円 |
| (3) 生活保護指導監査委託費 | 21億円 |

2 自立支援の着実な推進

生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、新たに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するための支援等を実施する。

(1) 就労意欲喚起等支援事業の実施（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対して、

- ① 就労意欲の喚起、生活能力の向上により、ハローワークと福祉事務所が連携した生活保護受給者等就労支援事業等既存の就労支援策へスムーズにつなげるための支援
- ② 既存の施策による就労支援が難しい者に対する、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までのトータルな支援

を、民間職業紹介事業者、NPO法人等に委託して実施し、既存の就労支援策と併せて、就労支援策の更なる充実を図る。

(2) 就労支援専門員に対する研修の実施（新規）

4百万円

各自治体において就労支援に携わる者（就労支援専門員）に対し、対人援助技術の取得、支援事例の紹介等を内容とする全国研修会を実施することによって、資質の向上を図る。

(3) ハローワークとの連携（生活保護受給者等就労支援事業）

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーターの配置（315人→334人） 1,145百万円
（職業安定局で計上）
- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 455百万円
（職業能力開発局で計上）

3 適正実施の推進

課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。

○ 行政対象暴力に対する警察との連携・協力体制の強化（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数】

各自治体において、暴力行為や脅迫的言動に備え、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換を行うための連絡会議の開催、行政対象暴力に関する研修の実施によって、警察との連携・協力体制等を強化し、暴力団員等による不正受給の防止を図る。